

ごあいさつ

会員の皆さまにおかれましては、いかがおすごしでしょうか。学会の設立から十数年がすぎ、理事会に総務部門を位置づけるとともに、編集委員会、教育・研究活動推進委員会、老年看護政策検討委員会、研究論文表彰選考委員会につづき、新たに国際交流委員会を設けることとなりました。このように活動が拡大し、体制が整いましたのも、1,000名を超える会員の皆さまのご理解とご協力の賜物です。また、2009年度は評議員選挙の年でもあります。組織体制の明文化と選挙の準備として、今年度、理事会では会則の見直しを行い、評議員会、ならびに先の総会にてご承認をいただきました。

さて今回のおたよりから、紙面をささやかに変更し、総会にてご紹介いたしました学会ロゴマーク（上記左）をタイトルに付けました。新しい会則、選挙や学術集会に関する情報とともにご覧いただきたくお願い申し上げます。

理事長 中島紀恵子

1. 会則の改正

拡大している委員会活動と会則の整合性をとり、また評議員選挙の円滑な施行に向け、会則の全体的な見直しを行いました。具体的には、本会の事業、役員構成を見直し、新たに老年看護政策検討事業、研究論文表彰事業、国際交流活動を会則に位置づけました。

理事会での検討を評議員会でお諮りし、2008年11月9日に開催された総会にてご承認をいただきました。改正後の会則は下記のとおりです。どうぞご参照ください。

日本老年看護学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本老年看護学会（Japan Academy of Gerontological Nursing）と称する。

第2条 本会の事務局は、理事長が定める。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、老年看護学の進歩発展を図るとともに看護実践の質向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 会誌などの発行
- 3) 国内外の研究・教育ならびに生涯学習事業
- 4) 老年看護政策に関する事業
- 5) 研究論文表彰事業
- 6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出する。

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

第8条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

第9条 正当な理由なく会費を2年以上滞納した会員は、退会したものとして対処する。

第10条 既納の会費は全てこれを返却しない。

第11条 会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合には、

理事会の議を経て除名することができる。

第12条 本会に永年に亘る貢献の認められた会員を理事長の推薦により、理事会、評議員会、総会の議を経て名誉会員とする。

2. 名誉会員は、評議員会に出席し意見を述べることができる。

3. 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第4章 役 員

第13条 本会には次の役員をおく。

理事長 1名

理 事 12名以内

監 事 2名

その他理事長指名理事、若干名

評議員 評議員選出に関する規程による人数

2. 理事の中から若干名を互選し、本会の総務（庶務、会計、広報）をおく。

3. 理事長は、理事会の議を経て、副理事長をおく。

第14条 理事長は理事の互選により選出する。

2. 理事長に事故ある時は、副理事長が代行する。その場合の任期は残余の期間とする。

3. 理事は評議員の中から選出し、理事長が委嘱する。

第15条 理事長は理事会を組織し、日常の会務および緊急事項を処理する。

2. 理事会は理事長が招集し、議長は理事長が当たる。

3. 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ

- 議事を開き議決することはできない。
4. 理事は、任期中の欠員は補充しない
- 第16条 監事は評議員の中から選出し、理事長が委嘱する。
2. 監事は会計を監査する。
3. 監事は理事会に出席することができる。
4. 監事に事故ある時は、評議員会の議を経て交代することができる。その場合の任期は残余の期間とする。

- 第17条 評議員は評議員選出に関する規程により会員の中から選出し、理事長が委嘱する。
2. 評議員は評議員会を組織し、重要会務を審議する。
3. 評議員は、任期中の欠員は補充しない。

- 第18条 役員は任期は3年とする。ただし、再選はさまたげない。

第5章 会議

- 第19条 総会は毎年1回理事長が招集する。ただし、会員の5分の1以上から請求があった時および理事会が必要と認めた時は理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
2. 総会は、会員の10分の1以上の出席または、委任状がなければ議事を開き議決することができない。

- 第20条 評議員会は毎年1回理事長が招集する。

第6章 学術集会

- 第21条 学術集会は年1回開催する。
- 第22条 学術集会会長は理事会の推薦による。
2. 学術集会会長は学術集会を主宰する。
3. 学術集会会長は学術集会の運営に関し企画委員を委嘱し、委員会を組織し、委員長となる。

第7章 会誌

- 第23条 本会は年2回以上会誌を発行する。
2. 会誌の編集および発行を行うために編集委員会をおく。
3. 編集委員会は理事会で推薦された役員等10名以内の委員をもって組織する。
4. 編集委員会の委員長は理事の中から選出する。

第8章 国内外の研究・教育ならびに生涯学習事業

- 第24条 本事業を推進するために研究・教育活動推進委員会および国際交流委員会をおく。
2. 研究・教育活動推進委員会は理事会で推薦された役員等10名以内の委員をもって組織する。

3. 研究・教育活動推進委員会の委員長は理事の中から選出する。
4. 国際交流委員会は、理事会で推薦された、5名の役員等をもって組織する。
5. 国際交流委員会の委員長は理事の中から選出する。

第9章 老年看護政策検討事業

- 第25条 本事業を推進するために老年看護政策検討委員会をおく。

2. 老年看護政策検討委員会は、理事会で推薦された役員等5名以内をもって組織する。
3. 老年看護政策検討委員会の委員長は理事の中から選出する。

第10章 研究論文表彰事業

- 第26条 会員の研究推進のために研究論文表彰選考委員会をおく。

2. 研究論文表彰選考委員会は、理事会で推薦された役員等6名以内をもって組織する。
3. 研究論文表彰選考委員会の委員長は理事の中から選出する。

第11章 特別委員会

- 第27条 本会の目的達成に必要な事業を円滑に行うために、理事会の議を経て、特別委員会を設置することができる。

第12章 会計

- 第28条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第13章 会則の変更

- 第29条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附 則

- 第1条 本会の会費は8,000円とする（平成7年11月23日施行）。

本会の会費は10,000円とする（平成14年4月1日施行）

- 第2条 本会則は平成7年11月23日より施行する。

1) 平成8年11月24日、一部改正（会議・学術集会・会誌等）。

2) 平成11年11月24日、一部改正（役員）。

3) 平成13年11月11日、一部改正（会議・会費）。

4) 平成16年11月7日、改正。

5) 平成18年11月4日、一部改正（会員）。

6) 平成20年11月9日、改正。

2. 評議員選挙のご案内（第一報）

本学会の役員は任期が、2010年3月31日で満了します。2009年度は評議員選挙が行われます。この選挙で選出するのは、2010年4月1日～2013年3月31日までを任期とする評議員です。また、選挙管理委員会は、委員長を小長谷百絵氏（東京女子医科大学）に、委員を浅川典子氏（埼玉医科大学）、谷本真理子氏（千葉大学）に就任していただくこととなりました。選挙の告示は、規程により学会誌第13巻2号とホームページにて行いますが、年会費納入との関係もありますので、先んじて選挙日程等をご案内いたします。

なお、評議員選挙の投票用紙は、各会員の連絡先（学会誌送付先）住所に送付されます。転居や異動のある会員の皆さまは、併せて住所変更も行ってください。また、定められた時期までに年会費の振込みがない場合には、選挙に参加することができませんので、ご注意ください。

1) 選挙人および被選挙人

選挙人は、2009年5月29日（金）までにその年の会費を納入し、選挙人名簿に掲載された会員です。被選挙人は、入会年度ならびにその選挙年度も含めて3年以上経過し、かつ上記に該当する会員です。

2) 選挙の実施および方法

評議員の選挙は、地区（連絡先住所）別に行います。地区は、以下の4区分となります。

地区	都道府県
地区 A	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 長野, 新潟, 山梨
地区 B	東京, 埼玉, 千葉, 神奈川
地区 C	静岡, 愛知, 岐阜, 三重, 富山, 石川, 福井, 滋賀, 京都, 大阪, 奈良, 和歌山, 兵庫
地区 D	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 香川, 愛媛, 徳島, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

3) 選挙日程

年月日	事項
2009年6月初旬	投票用紙等送付
2009年6月29日（月）	投票締め切り（当日消印有効）
2009年7月初旬	開票

3. 研究・教育活動推進委員会によるワークショップの開催予定

研究・教育活動推進委員会では第14回学術集会前日、2009年9月25日（金）の午後、ワークショップの開催を企画しております。会場は札幌駅周辺あるいは、その近郊の施設を予定しています。

テーマ、内容、ならびに会場、申し込み方法等が決まり次第、学会ホームページにてご案内いたします。学術集会参加の際には、ぜひ前日からの来札を予定しております。

4. 平成20年度の表彰論文

「研究論文表彰に関する規程」により、過去2年間の老年看護学会誌（第11、12巻）に掲載された論文を対象に表彰論文の選考が行われました。その結果、以下のとおり、「研究論文優秀賞」1編、「研究論文奨励賞」2編が選考されました。

受賞者には、日本老年看護学会平成20年度総会（2008年11月9日、石川県立音楽堂）において、賞状と副賞が中島理事長より贈呈されました。

平成20年度研究論文優秀賞（1編）

田高 悦子氏、川越 博美氏、宮本 有紀氏、緒方 泰子氏、門田 直美氏

「認知症ケア専門特化型訪問看護ステーションにおけるサービスの質の評価基準の開発」（本誌11巻2号）。

平成20年度研究論文奨励賞（2編）

出貝 裕子氏、勝野とわ子氏

「介護老人保健施設における認知症高齢者の agitation と騒音レベルの関連」（本誌12巻1号）。

粟生田友子・長谷川真澄・太田喜久子・南川 雅子・橋爪 淳子・山田 恵子

「一般病院に入院する高齢患者のせん妄発症と環境およびケア因子との関連」（本誌12巻1号）。

5. 第14回学術集会のご案内

下記のとおり、第14回学術集会を開催します。本学会では、初めて本州を離れての、しかも例年よりも2か月早めの開催となります。そのため、演題登録も例年より早い進行となりますが、多く方のご参加をお願いいたします。

（第14回学術集会長 井出訓）

日本老年看護学会第 14 回学術集会

テーマ：かかわりへと向かう意味の探求；老い・看護・わたし

学術集会長：井出 訓（北海道医療大学看護福祉学部）

期 日：2009 年 9 月 26 日（土）～ 27 日（日）

会 場：札幌コンベンションセンター（北海道札幌市）

会長講演：共に在るためのまなざし

教育講演：かかわる意味を求めて；老い・看護・わたし

講 師：大井 玄（東京大学名誉教授）

特別講演：医師が看護に目覚めるとき；ケアの意味、キュアの意味

講 師：山内 豊明（名古屋大学大学院）

教育セミナー：看護研究方法論としてのベナー解釈的現象学

講 師：相良・ローゼマイヤー みはる（聖路加看護大学看護実践開発研究センター）

シンポジウム：認知症ケアにおける臨床の知

座 長：中島紀恵子（日本看護協会）

シンポジスト：

阿保 順子（北海道医療大学）

松本 一生（松本診療所のわすれクリニック）

大久保幸積（社会福祉法人幸清会）

アフタヌーンティーセミナー：改訂長谷川式簡易知能尺度の正しい使い方

講 師：加藤 伸司（東北福祉大学）

ランチョンセミナー ①：ここがポイント高齢者の口腔看護

講 師：村松 真澄（札幌市立大学）

ランチョンセミナー ②：高齢者褥瘡における局所感染管理

講 師：市岡 滋先生（埼玉医科大学）、立花隆夫先生（滋賀医科大学）

・一般演題および交流集会の申込み

一般演題の抄録の受付期間は、2009 年 4 月 1 日（水）～5 月 7 日（木）です。インターネットからの申込みとなります。登録方法の詳細は、日本老年看護学会ホームページ（一部、準備中）または、後日送付される案内にてご確認ください。

【第 14 回学術集会事務局】担当：山田律子（事務局長）、萩野悦子、内ヶ島伸也

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 北海道医療大学看護福祉学部看護学科

Fax：0133-23-1462 E-mail：14rounen@hoku-iryo-u.ac.jp

6. その他

1) 平成 20 年度総会のご報告

平成 20 年度日本老年看護学会総会に関する報告を、学会誌第 13 巻 2 号（4 月発刊予定）の巻末に掲載します。平成 21 年度の活動計画、予算など重要なご報告がありますので、必ずご参照ください。

2) 学会ホームページをご活用ください

学術集会のご案内のほか、研究事業の紹介や研究メンバーの募集、ワークショップや関連学会での催しの紹介など、とくに今年度はホームページを通してのご案内が届く予定です。適宜、更新をしておりますのでご活用ください。

【編集】総務（広報）担当理事：北川公子（新潟県立看護大学）

【発行】日本老年看護学会事務センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-7-2 大橋ビル 2F

TEL：03-3431-3715 FAX：03-3431-3325 URL：http://www.rounenkango.com